

(3) 難波立坑ヤード跡地の詳細

「難波立坑ヤード」は国道26号浪速共同溝事業開始にあたり、交差点内にある緑化された交通島を利用して発進立坑設備の設置場所として整備を行った。国道25号東側の側道と植樹帯を撤去することで車線幅を狭め、交通島および周辺のゼブラ帯を合わせることで、発進立坑設備に必要な約1,300㎡の広さを確保した。



写真-1 難波立坑ヤード事業開始前の写真

共同溝事業完了に当たり、元町2丁目交差点の交差点改良も合わせて実施する。横断歩道橋を撤去し、横断歩道を設置することで、歩行者が道路空間（難波立坑ヤード跡地）にアクセスできるようになる。また、交差点付近では車線数を減少させて歩道を拡幅する。難波立坑ヤード跡地は道路管理用地として周辺をフェンスで囲み、立坑の構造上必要不可欠な部分については一部地表に張り出す施設もあるが、敷地内の大部分がフラットな空間となる。



図-3 難波立坑完成イメージ

2. 道路空間活用に向けた検討

(1) 道路占用について

道路上に一定の物件や施設などを設置し、継続して道路を使用する場合、道路管理者の占用許可が必要になる。当地の道路空間活用にあたっては、既存の制度の中で、様々な道路占用に関する制約に対して、いかに対応するかが課題となっていた。

近年の地域賑わい創出のためのイベントの場やオープンカフェとしての道路の利用など、地域や住民と連携した道路空間の活用への期待の高まりを受け、国土交通省としても、道路を活用した地域活動を実施しようとする方々への支援となるよう、平成28年3月に「道を活用した地域活動の円滑化のためのガイドライン改定版」を作成している。さらに、民間団体等との連携による地域の実情に応じた道路管理の一層の充実を図るために、平成28年3月に道路法が改正され、「道路協力団体制度」が創設されるなど、道路空間のさらなる活用に取り組んでいるところである。

そうした背景もあり、当地における地域の個性を活かした賑わいのある道路空間活用として、御堂筋の賑わい創出を願う団体からポテンシャルの高い当地の空間活用を求める提案を頂くなど、活用を願う声は出ている。



写真-2 道路空間活用に関する社会実験の様子
(大阪市建設局より提供)

(2) 大阪市 浪速区役所との連携

上述した「道を活用した地域活動の円滑化のためのガイドライン改定版」では、道路を活用した地域活動については「公共性・公益性への配慮」および「地域における合意形成」に留意した取組を行う事が必要であると記載されており、地域活動の実施組織としては、地方公共団体や地域の関係者からなる協議会等が望ましいとされている。

そこで、平成28年9月に大阪国道事務所より地元自治体である大阪市浪速区役所に対して、道路空間の活用について連携して取組むことを提案したところ、全面的に協力して進めることで賛同いただいた。提案したスキームは、浪速区役所が道路占有者となり、事業者と提案内容に応じた契約を交わすものとし、公募の条件について大阪国道事務所と浪速区役所が協議して決めるというものである。

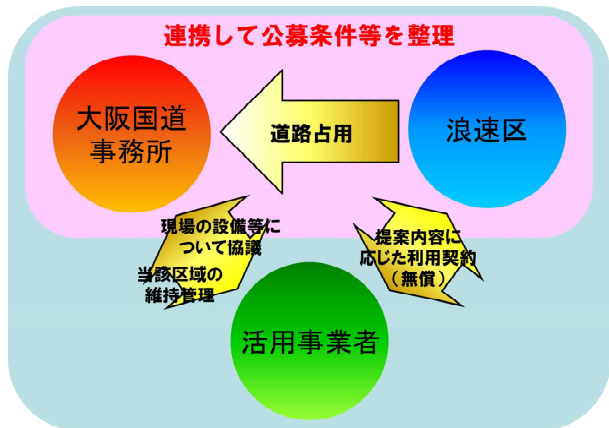


図-4 道路空間活用における事業スキーム

3. 事業者の公募

(1) アイデア募集

難波立坑跡地の活用方策を探ること、また、活用を希望する団体等のニーズを予め把握することを目的として、事業者の公募に先立ちアイデア募集を平成29年1月に実施した。

募集の対象は提案されるアイデアを、自ら具体化することができる法人・団体等とし、書面により提出していただくこととした。提案されたアイデアは、そのまま採用することはせず、実現可能性や法的な問題および設備の条件等を整理し、本番の公募条件の整理検討資料とすることを想定していた。

結果として、一般企業、大学、NPO法人等の団体から7件のアイデアが提案された。内容は、オープンカフェやアート展、路上ライブの拠点など多岐にわたるものであった。提案されたアイデアは地域の住民および警察等の関係機関と共有し、道路空間活用のニーズと必要なインフラ設備や騒音等の条件を確認することができた。

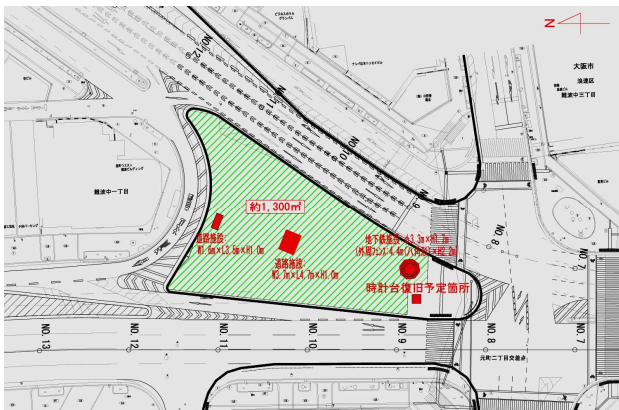


図-5 難波立坑完成予定平面図

(2) 事業者の本公募

実現可能性の高い活用方策が複数提案されたことを踏まえ、事業者の募集は公募型プロポーザル方式にて実施することとした。そこで、本公募までの間に浪速区役所と連携し、事業者募集にかかるプロポーザル実施要領の作成にとりかかった。

広く民間のアイデアを活用するため、活用内容の条件提示については、必要最低限となるよう設定した。しかし、当地における共同溝の点検・修繕等の維持管理作業の支障とならないよう、敷地内の杭打ちを禁止し、設備等は全て移動可能なものとする事とした。また、占有料を無料とする代わりに、敷地内の適切な維持管理や周辺を含む清掃および違法駐輪の抑止等も条件とした。当地の使用期間は工事完了後の平成30年7月(予定)から平成31年3月までとし、その後特段の事情が無ければ1年毎の更新で最長平成40年3月までの事業継続を可能とした。

公募における公共性・公益性を担保するため、外部の有識者で構成する選定委員会を設立し、実施要領や企画提案内容に対する評価項目、評価基準又は得点配分等について意見を頂いた。評価項目は「安全性・実現性」、「企画内容」、「経済性」の3点を軸にしており、緊急時の対応や企画内容のオリジナリティ、集客に関する広報の工夫、周辺地域との連携・協力などが考慮されているかを評価の観点とした。

平成29年8月1日より実施要領を公表し、事業者の公募を開始した。

表-1 事業者公募のスケジュール

内容	日程	備考
実施要領配布	平成29年 8月1日(火)~11月30日(木)	大阪市浪速区役所ホームページに掲載
質疑受付日	8月1日(火)~9月28日(木)	書面による
現地見学会	9月5日(火)~9月7日(木)予定	要事前申込 8月24日(木)締切
質疑回答日	10月19日(木)	大阪市浪速区役所ホームページに掲載
申込受付日 (企画提案書提出) プレゼンテーション 実施日	11月29日(水)・30日(木) 12月中旬に実施	持参による
結果通知日	12月27日(水)予定	郵送による
契約に向けた 内容調整・協議	平成30年1月~3月	
契約締結	4月頃	
事業・維持管理 開始日	7月頃	関連工事完了後、大阪国道事務所の指示による

4. 事業予定者の決定とその後の調整

(1) 事業予定者について

本公募へ応募があったのは1者のみであったが、提出された企画提案書および企画提案者によるプレゼンテーション審査を基に、選定委員会を開催し、審査を行った。その結果を踏まえ、平成29年12月27日に「南海不動産(株)」を活用する事業予定者として決定した。

同社が提案した計画では「JUNGLE namba(ジャングルなんば)」(仮称)として、都市の中心にいながら、緑の中で憩える遊び場として、バーベキューブースやオープンカフェ等を設置予定である。



図-6 「JUNGLE namba (仮称)」イメージ
(南海不動産(株)による企画提案書より)

(2)オープンに向けて

事業予定者となった南海不動産(株)および浪速区役所と占用の条件や設備関係の位置等について、協議を進めている。

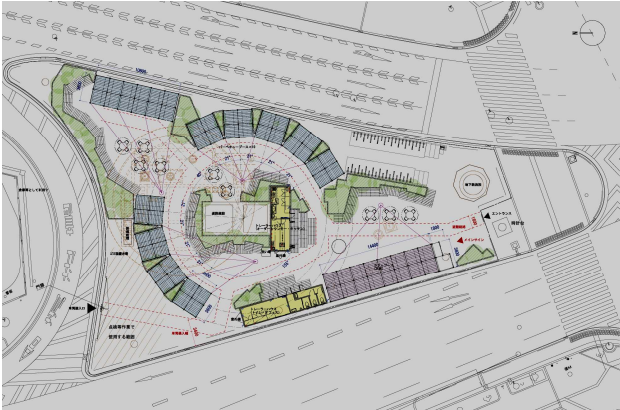


図-7 道路空間活用レイアウト (案)

事業開始に調整が必要な関係機関も警察、消防、上下水道、共同溝の占用事業者等と多岐にわたっており、その上前例のない取組であることから、調整に必要な協議・資料も想定より多い状況となっている。しかし、平成30年9月頃に予定しているオープンに向けて三者で協力して調整に取り組んでいるところである。

5. おわりに

大阪国道事務所では他にも国道2号「曾根崎地下歩道」の空間活用方法の検討や、福島区が検討している国道2号阪神野田駅前の活性化、国道26号泉南市における道路空間再編など、地域のニーズに応じた様々な道路空間活用を目指している。

謝辞：本稿をとりまとめるにあたり、ご助言・ご協力頂きました全ての方々に深く御礼申し上げます。